

東海旅客鉄道株式会社ICカード乗車券運送約款の一部改正（記名式TOICAの取扱い開始等に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p>	<p>(前略)</p>
<p>(適用範囲)</p>	<p>(適用範囲)</p>
<p>第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車券等についてのサービス内容ご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、ICカード乗車券をEXサービス運送約款（平成20年3月社通達第73号）第2条第1項第13号に定めるEX-ICカード等として使用する場合（以下「EX-ICカード等としての使用」といいます。）については、EXサービス運送約款の定めるところによります。</p>	<p>第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車券等についてのサービス内容ご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、ICカード乗車券をEXサービス運送約款（平成20年3月社通達第73号）第2条第1項第15号に定めるEX-ICカード等として使用する場合（以下「EX-ICカード等としての使用」といいます。）については、EXサービス運送約款の定めるところによります。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(用語の意義)</p>	<p>(用語の意義)</p>
<p>第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p>	<p>第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p>
<p>(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。</p>	<p>(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(4) 「<u>小児用TOICA</u>」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、<u>旅客規則第73条に規定する小児（以下「小児」といいます。）</u>の記名人のご利用に供するTOICA（第6号に定めるEX-ICカード（TOICA機能付き）を除きます。）をいいます。</p>	<p>(4) 「<u>記名式TOICA</u>」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人のご利用に供するTOICA（第6号に定めるEX-ICカード（TOICA機能付き）を除きます。）をいいます。<u>また、「記名式TOICA」のうち旅客規則第73条に規定する小児（以下「小児」といいます。）の記名人のご利用に供するTOICAを「小児用TOICA」といいます。</u></p>
<p>(5) 「EX-ICカード」とは、EX約款第2条第1項第9号に規定するものをいいます。</p>	<p>(5) 「EX-ICカード」とは、EX約款第2条第1項第11号に規定するものをいいます。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(発売箇所)</p>	<p>(発売箇所)</p>
<p>第9条 TOICA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX約款第1条第3項第1号に掲げる<u>会員規約等のうち、次の各号に掲げるもの</u>（以下「EX-ICサービス規約」といいます。）に基づき取り扱うものとします。</p>	<p>第9条 TOICA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX約款第1条第3項にいう「<u>EXサービス公式ウェブサイト</u>」に掲げる会員規約等（以下「EX-ICサービス規約」といいます。）に基づき取り扱うものとします。</p>
<p><u>(1) JR東海EX-ICサービス規約（JR東海エクスプレス・カード会員（個人会員／一般法人会員／特別法人会員用））</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>

現行	改正
<p><u>(2) J R東海E X - I Cサービス規約 (ビジネス会員用)</u> <u>(3) J R東海E X - I Cサービス規約 (提携コーポレート会員用)</u> <u>(4) J R東海E X - I Cサービス規約 (コーポレート会員用)</u> <u>(5) J R東海E X - I Cサービス規約 (E予約専用会員用)</u></p>	<p><u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u></p>
(中略)	(中略)
(小児用TOICAの発売)	(記名式TOICAの発売)
<p>第19条 <u>小児用TOICAの購入の申し出があったときは、使用者の12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日(誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日)までの間使用することができるICカードを媒体として、小児用TOICAを発売します。</u></p>	<p>第19条 <u>旅客は記名式TOICAの購入に際して、使用者の氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を別表第3に定める定期乗車券・TOICA定期券購入申込書(以下「購入申込書」といいます。)に記載し、提出しなければなりません。なお、小児用TOICAの購入に際しては、公的証明書等の提示により申告内容を証明しなければなりません。</u></p>
<p>2 <u>旅客は小児用TOICAの購入に際して、使用者の氏名、生年月日、性別を窓口で申告し、かつ公的証明書等の提示により申告内容を証明しなければなりません。</u></p>	<p>2 <u>記名式TOICAのうち、小児用TOICAの購入の申し出があったときは、使用者の12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日(誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日)までの間使用することができるICカードを媒体として、小児用TOICAを発売します。</u></p>
<p>3 旅客は、<u>小児用TOICA</u>に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを<u>小児用TOICAの発売箇所</u>に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、当社が別に定める申込書(以下「再発行等申込書」といいます。)を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該<u>小児用TOICA</u>の記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、<u>当該小児用TOICA</u>の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。</p>	<p>3 旅客は、<u>記名式TOICA</u>に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを<u>当社が別に定めるTOICA乗車券の払いもどしを行う箇所(以下「払いもどし取扱箇所」といいます。)</u>に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、当社が別に定める申込書(以下「再発行等申込書」といいます。)を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該<u>記名式TOICA</u>の記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、<u>記名式TOICA</u>の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。</p>
(中略)	(中略)
(券面表示事項が不明の <u>小児用TOICA</u>)	(券面表示事項が不明の <u>記名式TOICA</u>)
<p>第21条 <u>小児用TOICA</u>は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。</p>	<p>第21条 <u>記名式TOICA</u>は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。</p>
<p>2 券面表示事項が不明となった<u>小児用TOICA</u>は、これを<u>小児用TOICA</u>を発売する駅に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。</p>	<p>2 券面表示事項が不明となった<u>記名式TOICA</u>は、これを<u>記名式TOICA</u>を発売する駅に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。</p>

現行	改正
<p>(TOICAの効力) 第22条 第8条第1項の規定により使用する場合のTOICAの効力は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとし、この場合、利用可能人員は、小児用TOICAにあつては、1枚をもって小児1人、その他のTOICAにあつては、1枚をもって大人1人に限るものとします。ただし、TOICA (EX-ICカード (TOICA機能付き) 及び 小児用TOICAを除きます。) から大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができます。</p> <p>(2) 前号の規定により乗車する場合で乗車経路が環状線1周とならないときは、利用エリア内に限りいずれの経路も乗車することができます。</p> <p>(3) 小児用TOICAは、小児の記名人のみが使用できます。</p> <p>(中略)</p>	<p>(TOICAの効力) 第22条 第8条第1項の規定により使用する場合のTOICAの効力は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとし、この場合、利用可能人員は、小児用TOICAにあつては、1枚をもって小児1人、その他のTOICAにあつては、1枚をもって大人1人に限るものとします。ただし、TOICA (EX-ICカード (TOICA機能付き) 及び 記名式TOICAを除きます。) から大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができます。</p> <p>(2) 前号の規定により乗車する場合で乗車経路が環状線1周とならないときは、利用エリア内に限りいずれの経路も乗車することができます。</p> <p>(3) 記名式TOICAは、記名人のみが使用できます。</p> <p>(中略)</p>
<p>(TOICAが無効となる場合) 第23条 TOICAは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。</p> <p>(1) 第10条第5項の規定に違反して乗車した場合 (中略)</p> <p>2 前項によるほか、小児用TOICAにあつては、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。</p> <p>(1) 記名人以外の者が使用した場合 (2) 券面表示事項が不明となった小児用TOICAを使用した場合 (3) 氏名・生年月日を偽って購入した小児用TOICAを使用した場合 (中略)</p>	<p>(TOICAが無効となる場合) 第23条 TOICAは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。</p> <p>(1) 第10条第5項の規定に違反して乗車した場合 (中略)</p> <p>2 前項によるほか、記名式TOICAにあつては、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。</p> <p>(1) 記名人以外の者が使用した場合 (2) 券面表示事項が不明となった記名式TOICAを使用した場合 (3) 氏名・生年月日を偽って購入した記名式TOICAを使用した場合 (中略)</p>
<p>(TOICAの紛失再発行) 第26条 <u>旅客は、TOICAの盗難又は紛失等による再発行の請求をすることはできません。ただし、EX-ICカード (TOICA機能付き) は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。</u></p>	<p>(記名式TOICAの紛失再発行) 第26条 <u>記名式TOICAの記名人が当該記名式TOICAを紛失した場合は、再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した記名式TOICAの使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に再発行を行います。</u></p>

現行	改正
<p>(当社の免責事項)</p> <p>第 26 条の 2 紛失した EX-IC カード (TOICA 機能付き) の使用停止措置が完了するまでの間に当該 EX-IC カード (TOICA 機能付き) の払いもどしや SF の使用等により、旅客に損害が生じた場合、当社は、当社に故意又は過失があった場合を除き、当該損害についてその責任を負いません。当社に過失 (重過失を除きます。) がある場合、当社は、旅客に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り責任を負うものとします。</p>	<p>(1) <u>申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該記名式 TOICA の記名人本人であることを証明できること。</u></p> <p>(2) <u>記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。</u></p> <p>(3) <u>再発行を行う前に記名式 TOICA の処理を行う機器に対して当該記名式 TOICA の使用停止措置が完了していること。</u></p> <p>2 <u>前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式 TOICA 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で収受します。</u></p> <p>3 <u>当該記名式 TOICA の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできません。</u></p> <p>4 <u>第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した記名式 TOICA を発見した場合は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した記名式 TOICA とともに再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。</u></p> <p>5 <u>第 1 項及び前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該記名式 TOICA の記名人の代理人に対し、当該各項に規定する取扱いを行うことがあります。</u></p> <p>6 <u>EX-IC カード (TOICA 機能付き) は、EX-IC サービス規約に基づき取り扱うものとします。</u></p> <p>(当社の免責事項)</p> <p>第 26 条の 2 紛失した <u>記名式 TOICA</u> 又は EX-IC カード (TOICA 機能付き) の使用停止措置が完了するまでの間に当該 <u>記名式 TOICA</u> 又は EX-IC カード (TOICA 機能付き) の払いもどしや SF の使用等により、旅客に損害が生じた場合、当社は、当社に故意又は過失があった場合を除き、当該損害についてその責任を負いません。当社に過失 (重過失を除きます。) がある場合、当社は、旅客に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り責任を負うものとします。</p>

現行	改正
<p>(TOICAの障害再発行)</p> <p>第27条 TOICAの破損等によってTOICAの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもつTOICAの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。</p> <p>2 前項に規定する取扱いは、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入し、<u>当社が別に定めるTOICA乗車券の払いもどしを行う箇所(以下「払いもどし取扱箇所」といいます。)</u>に提出したときに限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。</p> <p>(TOICAの払いもどし)</p> <p>第28条 旅客は、TOICAが不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して当該TOICAのSF残額(10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。)の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料としてTOICA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用TOICAを所持する旅客が12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日(誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日)を超え、小児用TOICAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。</p> <p>2 前項の規定により<u>小児用</u>TOICAの払いもどしを請求する場合、旅客が、再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該<u>小児用</u>TOICAの記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。</p> <p>(中略)</p> <p>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、<u>当該小児用</u>TOICA又はEX-ICカード(TOICA機能付き)の記名人等の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</p> <p>(同一駅で出場する場合のTOICAの取扱方)</p>	<p>(TOICAの障害再発行)</p> <p>第27条 TOICAの破損等によってTOICAの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもつTOICAの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。</p> <p>2 前項に規定する取扱いは、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して<u>払い</u>もどし取扱箇所に提出したときに限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。</p> <p>(TOICAの払いもどし)</p> <p>第28条 旅客は、TOICAが不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して当該TOICAのSF残額(10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。)の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料としてTOICA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用TOICAを所持する旅客が12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日(誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日)を超え、小児用TOICAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。</p> <p>2 前項の規定により<u>記名式</u>TOICAの払いもどしを請求する場合、旅客が、再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該<u>記名式</u>TOICAの記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。</p> <p>(中略)</p> <p>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、<u>記名式</u>TOICA又はEX-ICカード(TOICA機能付き)の記名人等の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</p> <p>(同一駅で出場する場合のTOICAの取扱方)</p>

現行	改正
<p>(中略)</p> <p>(列車の運行不能の場合のTOICAの取扱方)</p> <p>第30条 自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。</p> <p>(1) 発駅までの無賃送還 この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、発駅で出場される際にカードの発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、発駅から当該下車駅までの片道普通旅客運賃をTOICAのSFから減額します。</p> <p>(2) 運行不能区間の別途旅行 運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃を、旅行中止駅においてTOICAのSFから減額します。</p>	<p>(中略)</p> <p>(列車の運行不能の場合のTOICAの取扱方)</p> <p>第30条 自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。</p> <p>(1) 発駅までの無賃送還 この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、発駅で出場される際にカードの発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、発駅から当該下車駅までの片道普通旅客運賃をTOICAのSFから減額します。</p> <p>(2) 運行不能区間の別途旅行 運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃を、旅行中止駅においてTOICAのSFから減額します。</p> <p><u>(記名式TOICAへの変更)</u></p> <p><u>第30条の2 旅客は、記名式TOICAが必要となった場合は、記名式TOICA以外のTOICAのSF残額及びデポジットを引き継いで記名式TOICA（小児用TOICAを除きます。）への変更の申し出をすることができます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）から記名式TOICAへの変更をすることはできません。</u></p> <p><u>2 旅客は変更の際して使用者の氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。</u></p> <p><u>3 前各項により変更を行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがあります。</u></p> <p><u>注）記念TOICAにあつては、通常の図柄のICカードに交換して取り扱います。</u></p>
<p>(TOICA定期券への変更)</p> <p>第31条 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、TOICAのSF残額及びデポジットを引き継いでTOICA定期券への変更の申し出をするこ</p>	<p>(TOICA定期券への変更)</p> <p>第31条 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、TOICAのSF残額及びデポジットを引き継いでTOICA定期券への変更の申し出をするこ</p>

現行	改正
<p>とができます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）からTOICA定期券への変更をすることはできません。</p>	<p>とができます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）からTOICA定期券への変更をすることはできません。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>3 旅客は変更の際して使用者の氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を<u>別表第3に定める定期乗車券・TOICA定期券購入申込書（以下「購入申込書」といいます。）</u>に記載し、提出しなければなりません。</p>	<p>3 旅客は変更の際して使用者の氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(TOICA定期券の発売)</p>	<p>(TOICA定期券の発売)</p>
<p>第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。</p>	<p>第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>7 旅客は、TOICA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを<u>TOICA定期券の発売</u>箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。</p>	<p>7 旅客は、TOICA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを<u>払いもどし取扱</u>箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(TOICA定期券の払いもどし)</p>	<p>(TOICA定期券の払いもどし)</p>
<p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることができます。</p>	<p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることができます。</p>
<p>(1) 券面に表示された有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃及びSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）を払いもどします。</p>	<p>(1) 券面に表示された有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃及びSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）を払いもどします。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>

現行	改正
<p>2 TOICA定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、前項に定めるTOICA定期券の払いもどし及びSF残額とデポジットを引き継いだTOICAの交付を請求することができます。この場合、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降にSF残額とデポジットを引き継いだTOICAを交付するときは、前項第3号に定める手数料の収受は行いません。</p> <p>3 TOICA定期券のSF残額のみ払いもどしを請求することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>2 TOICA定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、前項に定めるTOICA定期券の払いもどし及びSF残額とデポジットを引き継いだ記名式TOICAの交付を請求することができます。この場合、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降にSF残額とデポジットを引き継いだ記名式TOICAを交付するときは、前項第3号に定める手数料の収受は行いません。</p> <p>3 TOICA定期券のSF残額のみ払いもどしを請求することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
別表第3 (第 <u>31</u> 条) 定期乗車券・TOICA定期券購入申込書	別表第3 (第 <u>19</u> 条) 定期乗車券・TOICA定期券購入申込書

附則

この通達は、令和5年10月1日から施行する。